

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年4月25日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県長浜市宮司町

個人情報保護に関する法律第69条の規定により、住所および氏名は掲載していません。

2 事件名 市道舗装の破損部分の跳ね上がりによる自動車損傷事故

3 事件の概要

令和5年2月11日午後1時30分頃、米原市烏脇地先の市道板戸市場線において、上記相手方が所有する車両が当該市道を通過したところ、市道舗装の破損部分が跳ね上がり、当該車両の底面に衝突し損傷した。

4 損害賠償の額

金210,606円とする。

令和5年4月25日

米原市長 平尾道雄